

## 長岡市農業振興地域整備計画の案の縦覧期間に関する要領

### (趣旨)

第1 この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第11条第1項（第13条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による農業振興地域整備計画の案（以下「計画案」という。）の縦覧期間に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (縦覧期間)

第2 法第11条第1項の規定による計画案の縦覧の期間は、同項の規定による公告の日の翌日から起算して30日間とする。ただし、縦覧期間満了の日が長岡市の休日を定める条例（平成元年長岡市条例第39号）第1条に規定する市の休日である場合は、その翌日までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、災害又は防災上の理由により農業振興地域整備計画を変更する必要がある場合における前項の縦覧の期間は、法第11条第1項の規定による公告の日の翌日から起算して15日間とする。

### (その他)

第3 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年8月23日から施行する。